チェコ語の所有動詞 mít が表す所有権関係と存在

浅岡 健志朗

キーワード:チェコ語 所有 所有権関係 存在 空間的参照点

要旨

チェコ語のHAVE型所有動詞 mít は、所有の中核的意味である所有権関係、全体部分関係、親族関係を含む様々な関係を表現する。本稿は、この動詞を中心とする他動詞文(所有文)が表す所有権関係と、存在という概念の関連を示すことで、所有文の典型的な事例と周辺的事例の共通点と相違点を明確化し、この構文のカテゴリー構造の一部を明らかにすることを目的とする。

所有権関係を表す所有文では、客体的な関係が薄れる(所有者が物理的、社会的に所有物をコントロールするとは捉え難い関係になる)ほど、主体的な関係が顕在化(主として所有者が所有物の位置を限定するための空間的参照点として機能)する。特に所有者が不特定である場合には、所有者と所有物の間には、潜在的な関わりだけが認められる場合もある。所有文の表す関係がこの点で周辺的なものになるほど、この文の表す意味は存在文が表すような関係に接近していく。

1. はじめに

所有は普遍的な概念であり、あらゆる言語がこれを表現するための慣習化された手段を持っているとされる。この概念は、ある二者間の関係の一種であるとされるのが一般的だが、その意味的内実が明確に規定されているとは言い難い。そして、所有という概念によって表される内容が不明確であるというこの事情は、それぞれの個別言語の内部でも変わらない。例えば、チェコ語の動詞 mít は、所有を表現する動詞であるとされる。これは、この動詞が主語と目的語によってそれぞれ表現される二者間の関係を表し、この関係が一般的に所有と呼ばれる一群のタイプの関係を含むためである。しかし、この動詞が表現し得る関係の範囲、そしてそれらの間にどんな関連があるかは、およそ明確にされていない。本稿はこの動詞が表し得る様々な関係が、全体としてどのようなカテゴリーを構成しているのか、その構造の一端を明らかにすることを目的とする。具体的には、後に見る所有の中核的意味のうち、典型的な所有権関係を表す事例と、一部の周辺事例との関係を示す。2節で本稿の分析の基盤となる参照点能力という概念を概観したあと、3節で分析の対象と

なる動詞 mít がチェコ語の所有を表す形式にどのように位置づけられるかを確認し、4節で 所有者が特定の場合と不特定の場合それぞれに関して分析を行う。

2. 所有の中核的意味と参照点能力

所有という概念の外延について合意が得られている状況からは程遠いものの、何がこの概念の中核を占めるかについては、おおよそ意見の一致が見られると言って良いだろう。すなわち、所有権関係、全体部分関係、親族関係である (Heine 1997, Aikhenvald 2013)。これらを中核とするのは、ある構文が表現する関係として、通言語的にこの三つが共起する強い傾向があるためである。Taylor (1989, 1996) や Langacker (1993, 2009) は、この三つの関係が所有というカテゴリーのプロトタイプを構成すると考えた。

その上で Langacker は、所有の事例全てに共通の意味、すなわち所有のスキーマを参照 点能力 (reference point ability) によって特徴付けた。参照点能力とは、図1に示されるよう に、ある対象を介して別の対象に心的にアクセス(例えば注目、想起)するという、(所 有だけに限定されない) 一般的な認知能力のことである。概念化の主体 (conceptualizer) に よる対象へのアクセスが、よりアクセスしやすい対象を経由して行われる場合に、前者を ターゲット (target)、後者を参照点 (reference point) と呼ぶ。また、参照点を経由してアクセ スされ得る潜在的な対象を、集合的に支配域 (dominion) と呼ぶ (Langacker 1993, 1995, 1999a, 2001, 2009)。所有の場合には、所有者 (possessor) が参照点、所有物 (possessee) がターゲットとなる。日本語の限定所有を表す名詞句「太郎の車」では、「太郎」という 参照点を経由して、「車」というターゲットにアクセスされる。このような典型的な所有 の場合、概念化の主体が参照点 (「太郎」)を介してターゲット (「車」)に心的にアク セスするという主体的な関係」だけではなく、参照点となる対象がターゲットとなる対象に 対して客体的に関わっている(「太郎」が「車」を物理的、社会的にコントロールしてい る)という関係を伴う。しかし、この客体的な関係の濃淡に関わらず、これを捉える際に は、参照点を介してターゲットに心的にアクセスするという主体的な関係は必ず存在して いる。つまり、この主体的な関係こそ、全ての所有の事例に共通するスキーマである (Langacker 2009: 84-85)。「太郎の車」は、「太郎が所有権を持つ車」という(客体的なコ ントロールを伴う) 典型的な所有権関係を表しうる一方で、「太郎が好きな車」「太郎が

¹ 概念化には、概念化される客体と、その対象を概念化するために何らかの認知的な操作(この場合は参照点を介してターゲットにアクセスすること)を行う主体がいる。ある事物が概念化の対象であることを客体的であると言い、概念化の主体であることを主体的であると言う。主体化とは、客体的な関係が薄れ、そこに内在していた主体的な関係が顕在化することである(cf: Langacker 2006, 小柳 2014)。

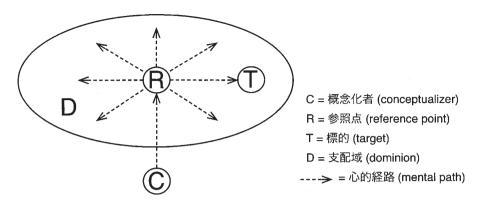


図 1 参照点能力(Langacker 2009 など)

思い描いた車」のような関係を表すこともできる。後者は、所有のプロトタイプに見られる所有者と所有物の間の客体的な関係が薄れた、周辺的な所有の事例であると言えるだろう。本稿でも、所有権関係、全体部分関係、親族関係が所有のプロトタイプであり、あらゆる所有の事例の基盤になっているのは参照点能力であるという、この観点から分析を行う。

3. チェコ語の所有動詞 mít

所有を言語的に表現する方法は、大きく二つに分けられる。すなわち、名詞句のレベルで表現する方法と、節のレベルで表現する方法であり、前者を限定所有、後者を叙述所有と呼ぶ。叙述所有は、所有関係の参与者のうち、主語として所有者を選択するか、所有物を選択するかによって、さらに二分される。所有者を主語とする叙述所有のうち、所有物を直接目的語とする他動詞構文によって表現されるものを HAVE 型叙述所有、その主動詞を HAVE 型動詞と呼ぶ。本稿で扱うチェコ語の動詞 mít は、HAVE 型動詞である²。本稿では、動詞 mít を主動詞とする他動詞構文を所有文と呼ぶ。

限定所有構文が典型的に所有権関係、全体部分関係、親族関係をカバーするのに対して、 全ての HAVE 型叙述所有構文が共通に表す関係は所有権関係のみであり、この他にどんな

² チェコ語のHAVE型動詞には、動詞 mít の他に、動詞 vlastnit がある。動詞 mít が所有権関係と一時的所有(カレルは手に拳銃を持っている)の両方を表すことができるのに対して、動詞 vlastnit が表すことのできる関係は所有権関係に限られる。また、動詞 mít は受動態を作ることができないのに対し、動詞 vlastnit はこれが可能である。典型的にHAVE型動詞は物理的な所有を表す動詞に由来する一方で、意味変化の結果として他動性が低く、そのために受動態を作ることができないと言われる(Stassen 2009)が、この特徴づけに当てはまるのは動詞 mít である。動詞 vlastnit は一般的に所有とされる関係のうち、動詞 mít よりも狭い範囲の関係を表す動詞であると言える。

関係を表すことができるかは、言語によって様々である (Dixon 2010: 265)。では、チェコ語の所有構文はどのような関係を表すことができるのだろうか。

まず、(1-3) に例示するように、チェコ語の所有構文は、所有の中核的意味である所有権 関係、全体部分関係、親族関係を表現することができる。

(1) 所有権関係

- a. Má-m nov-é kol-o. 持っている-1SG.PRS 新しい-SG.ACC 自転車-SG.ACC 「私は新しい自転車を持っている」
- b. Má v ruc-e pistol. 持っている.3SG.PRS 中 手-SG.LOC 拳銃.SG.ACC

(2) 全体部分関係

- a. Ona má modr-é oč-i. 彼女.SG.NOM 持っている.3SG.PRS 青い-PL.ACC 目-PL.ACC 「彼女は目が青い」
- b. Stůl má dlouh-é noh-y. 机.SG.NOM 持っている.3SG.PRS 長い-PL.ACC 脚-PL.ACC 「(この)机は脚が長い」

(3) 親族関係

- a. Má-m bratr-a a sestr-u. 持っている-1SG.PRS 兄-SG.ACC と 姉-SG.ACC 「私には兄と姉がいる」
- b. Honz-a má žen-u. ホンザ-NOM 持っている.3SG.PRS 妻-SG.ACC 「ホンザには妻がいる」

所有文は、これらの典型的な所有に限らず、様々な関係を表すことができる。しかし、 このような周辺的関係を表す所有文が、典型的な所有を表す所有文とどのように関わって いるのか、そして、所有文がどこまでの範囲の関係を表すことができるか、すなわち所有 文によって表されるカテゴリーがどのような構造を持っているについては、これまで必ず しも明確に示されていない。

詳しくは以降の議論で述べるが、所有文は所有を表現するだけでなく、目的語によって表現される所有物の存在を含意するという重要な特徴を持つ。以下では所有文が表す周辺的な関係が、存在という概念とどのように関わっているかを検討していく。存在という概念に着目するのは、所有文と存在という概念の関わりを示すことが、この構文が表すカテゴリー構造を明らかにするに当たっての鍵となると考えられるためである。

4. 所有権関係と存在

本節では、所有文によって表される所有のプロトタイプのうち、所有権関係に着目し、これと存在という概念の関わりを検討する。主語が特定の場合(4.1 節)と不特定の場合(4.2 節)のそれぞれについて、まず典型的な所有権関係に近い事例を検討した後、周辺的な事例がそれらとどのように異なるかを示す。

4.1. 典型的な所有権関係とコントロール

典型的な所有では、所有者を参照点としてターゲットである所有物にアクセスするという主体的な関係だけでなく、所有者が所有物を物理的、社会的にコントロールするという 客体的な関係が成立していると言える。これについて Langacker (2009) は以下のように述べている。

In prototypical instances of possession, the possessor (R) actively controls the possessed (T) in some manner –physically, socially, or experientially. The flip side of R controlling T is that R has an exclusive privilege of access to T. In the case of ownership (e.g. my pen), R manipulates T, determines where T is kept, and can use T whenever desired. This control also has social and experiential components. Others acknowledge these privileges. Moreover, R knows where T is and determines whether others can use it. (Langacker 2009: 83-84)

また、Taylor (1996) は経験のゲシュタルト (experiential gestalt) ³としての典型的な所有を構成する要素を以下のように挙げている。これらは、Langacker の言う「物理的、社会的、経

³ 複数の特徴が日常生活の中で繰り返し現れ、それらが一つの(全体の方がその構成要素よりも基本的であると感じられる)まとまりとして経験されるとき、それを経験のゲシュタルトと呼ぶ (Lakoff & Johnson 1980、西村 1998)。これら (a-h) という特定の要素の集合が所有のプロトタイプを構成するのは、これらが実際にわれわれの経験の中で繰り返し共起する、つまり経験のゲシュタルトを構成するためである。

験的」なコントロールの内容を、特に所有権関係の場合に関して、より具体化したものと 捉えることができるだろう。つまり以下の要件を満たす関係ほど、明確なコントロールが 認められる関係であり、したがって典型的な所有権関係に近くなると言える。

The possession gestalt

- (a) The possessor is a specific human being.
- (b) The possessed is an inanimate entity, usually a concrete physical object.
- (c) The relation is exclusive, in the sense that for any possessed entity, there is usually only one possessor. On the other hand, for any possessor, there is typically a large number of entities which may count as his possessions.
- (d) The possessor has exclusive rights of access to the possessed. Other persons may have access to the possessed only with the permission of the possessor.
- (e) The possessed is typically an object of value, whether commercial or sentimental.
- (f) The possessor's rights of access to the possessed are invested in him through a special transaction, such as purchase, inheritance, or gift, and remain with him until the possessor effects their transfer to another person by means of a further transaction, such as sale or donation.
- (g) Typically, the possession relation is long term, measured in months and years, not in minutes or seconds.
- (h) In order that the possessor can have easy access to the possessed, the possessed is typically located in the proximity of the possessor. In some cases, the possessed may be a permanent, or at least regular accompaniment of the possessor. (Taylor 1996: 340)

4.2. 主語が特定の場合

4.2.1. 「犬を飼っている」

所有文の事例 (4a) は、主語の指示対象(以下、主語)である「私」が、目的語の指示対象(以下、目的語)である「犬」の行動や位置を制御し、必要とあれば処分することもできるという立場にあり、また、第三者もその関係を認めているということを表すのが普通である。この意味で、この文は所有者が所有物をコントロールする、典型的な所有権関係を表す文であると言える。また、これと同時に、所有文 (4a) では、目的語の存在が含意されるが、このことは (4b-c) から明らかである。(4b) は意味不明の文であるが、これは、この文の前半で「馬よりも大きい犬」が存在することが含意され、これの存在を否定する後半と矛盾するためである。一方、(4c) はまったく自然な文だが、これは動詞 chtít「欲しい」が目的語によって表される対象の存在を含意しないことによる。このことから分かるように、所有文 (4a) は、主語と目的語の間に(コントロールを含む)所有権関係が成立すること、そして目的語が存在することを同時に表している。

(4)

- a. Má-m ps-a. 持っている-1SG.PRS 犬-SG.ACC 「私は犬を飼っている」
- b. *Má-m ps-a větší-ho než kůň, 持っている-1SG.PRS 犬-SG.ACC 大きい.COMP-SG.ACC よりも 馬.SG.NOM

aletakov-ýpesne-existuj-eしかし そのような-SG.NOM犬.SG.NOMNEG-存在する-3SG.PRS「私は馬よりも大きい犬を飼っているが、そんな犬は存在しない」

c. Chc-i ps-a větší-ho než kůň, 欲しい-1SG.PRS 犬-SG.ACC 大きい.COMP-SG.ACC よりも 馬.SG.NOM

aletakov-ýpesne-existuj-eしかし そのような-SG.NOM犬.SG.NOMNEG-存在する-3SG.PRS「私は馬よりも大きい犬が欲しいが、そんな犬は存在しない」

- d. Má-m doma ps-a. 持っている-1SG.PRS 家に 犬-SG.ACC 「私は家で犬を飼っている」
- e. Je doma pes.

 COP.3SG.PRS 家に 犬.SG.NOM
 「家に犬がいる」

一方、チェコ語は「場所表現+コピュラ+主格名詞句」という構造によっても存在を表すことができる。これを存在文と以下で呼ぶ。(4e) は存在文の事例である。この文は、まさに犬が家という場所に存在することを示す文である。所有文 (4d) が表す事態が成立するならば、その事態は存在文 (4e) によっても表現することができるが、このことからも、所有文が所有物の存在を含意することが分かる。

(4a) のような典型的な所有権関係を表す所有文は、存在をその意味に含みつつも、所有者と所有物の間のコントロールを伴う関係を述べる文であるという点において (4e) のよう

な存在文と大きく異なると言える。しかし、所有文は典型的な所有権関係だけを表すものではなく、所有者と所有物の間にコントロールが認められない関係を表現することもできる。一般的に、所有権関係と呼ばれるのはコントロールが認められる典型的な所有権関係であり、これが認められないような関係は所有権関係とは呼ばない。しかし本稿では、前者と後者の関連を明確にするために、所有権関係との関連が見られる限りにおいて、両者とも所有権関係と呼び、区別する必要がある場合には前者を典型的な所有権関係(あるいはコントロールの認められる所有権関係)、後者を周辺的な所有権関係(あるいはコントロールの認められない所有権関係)と呼ぶ。以下で、このような周辺的な所有権関係が、典型的な所有権関係とどのように異なるかを示す。そしてその中で、こうした周辺的な所有権関係が、存在文が表すような存在の関係に近いものであることを示す。

4.2.2. 「ここは汚れている」

所有文の事例 (5a) は (4a) のような典型的な所有権関係を表すと考えられる事例に比べて、主語の目的語に対するコントロールを認めにくい。 špína 「汚れ」は具体的な形を持った物体ではなく、所有者が物理的、社会的に自由に扱うことができるようなものではない。では、この事例における所有はどのような関係を表しているのだろうか。

(5)

- a. Má-m tu špín-u. 持っている-1SG.PRS ここ 汚れ-SG.ACC 「ここは汚れている」
- b. Je tu špín-a. COP.3SG.PRS ここ 汚れ-SG.NOM
- c. Má-m doma špín-u. 持っている-1SG.PRS 家で 汚れ-SG.ACC 「私の家は汚れている」
- d. ?Má-m špín-u. 持っている-1SG.PRS 汚れ-SG.ACC 「汚れている」

この (5a) においても、目的語「汚れ」の存在が含意される。しかし、場所表現 tu の表す「ここ」に「汚れ」が存在していればどんな場合でも (5a) のように表現できるわけではなく、この文によって表すことができるのは、主語が所有権を持つような場所において目的語が存在しているという事態である。つまり、この文は例えば「私」が所有する部屋や仕事場などが汚れているような事態を表現するものであり、「私」が所有権を持たない場所、例えば他人の家が汚れている様子を描写する発話としては容認されない。

一方で、存在文(5b)が表す事態には所有者が含まれないため、当然そのような含意はな く、単に主語が場所表現の指定する場所において存在すること(「汚れ」が「ここ」に存 在すること、つまり「ここ」が汚れていること)が表される。汚れている場所は、自分の 部屋でも他人の家でも構わない。つまり、(5a) の表す事態が成立するならばそれを (5b) に よっても表現することができるが、その逆は常に可能であるとは限らない。この意味で (5a)は(5b)よりも適用範囲が狭いと言える。「汚れ」が存在する場所はどちらも場所表現 「ここ」が表す範囲に限定されるが、(5a)においてはその範囲がさらに「私」が所有する ょうな場所に指定されているということである。つまり、ここにおいて、主語は目的語の 空間的な位置を限定しており、この意味で、この主語は空間的参照点(spatial reference point) として機能していると言えるだろう。目的語が存在する場所は、主語を参照点とし てアクセスできる空間、すなわち主語の支配域に限定された上で、さらに場所表現による 指定を受ける。ここにおける主語の支配域は、あくまで主語が所有権を持つような空間で あって、必ずしも主語に空間的に隣接する場所である必要はない。例えば、(5c) は主語 (= 発話者)が家ではない場所にいる状況で発話しても全く自然な文である。また、主語が所 有権を持つ場所というのは、潜在的には無制限にあり得る。(5a) や (5c) では、主語が所有 する潜在的に無数の場所のうち、場所表現によって限定された一部の場所が喚起され、そ こに対象が位置することが表されると言えるだろう。

典型的な所有権関係を表す (4a) や (4d) においては、所有者が所有物をコントロールするという関係が成立していたが、 (5a) では、所有者が「汚れ」の位置を自由に決めたり、「汚れ」を手放して他の誰かに与えたりすることは通常できないなど、明確なコントロールは見られない。所有者が対象に対して物理的、社会的に積極的に関わるという意味は薄れ、ここでの所有者は対象の位置を限定するという空間的参照点としての機能が中心的になっていると考えられる。

ただし、(5a) のような事例に全くコントロールがないわけではないことは付記しておくべきだろう。典型的な所有権関係においては、所有者が所有物を自由に扱うことができるというだけでなく、同時に所有物の管理に関して責任を負っていると言える。例えば、(4a) のような事例では、もし所有者がコントロールする所有物である「犬」が逃げ出したり、

他人に噛み付いたりすれば、それを自由に扱う立場にある所有者「私」に責任がある(つ まり「私」が原因である)とみなされる。「私」がコントロールする「犬」が人を噛み殺 した場合、これは「犬」が人を噛み殺さないようにコントロールしなかった「私」に責任 (原因) があると捉えることができる。この状況を「私」が描写する際に、「私があの人 を死なせてしまったんです」あるいは「私があの人を殺してしまったんです」などと一種 の許容使役の形で表現することができるのは、このためであると考えられる。つまり、典 型的な所有権関係が成立する場合において、所有物によって引き起こされる事態は、同時 に所有者によって引き起こされる(所有者の行為であるとも捉えられるような)事態でも あるということである4。これは、所有物が無生物の場合でも同様である。例えば、所有者 がコントロールする「財布」がなくなれば、それをなくならないようにコントロールしな かった所有者に青仟(原因)があるし、所有者がコントロールする「タバコ」によって火 災が起きたならば、火災が起らないようにそれをコントロールしなかった所有者に責任(原 因)があると言えるだろう。つまり、典型的な所有権関係におけるコントロールとは、所 有者が所有物を自由に扱うという側面と、所有物の管理に関して所有者が責任を負う(所 有物によって引き起こされる事態の原因はそれをコントロールする所有者にある)という 側面があると言える。(5a) では、「汚れ」が存在するのは所有者が原因である(所有者が 「汚れ」を発生させた、あるいは所有者は「汚れ」の発生を防ぐことができた)と解釈さ れるのが普通である。つまり所有者は、すでに発生した「汚れ」を自由に扱うことができ なかったとしても、「汚れ」が発生したことに関して責任を負っており(言い換えれば「汚 れ」が存在するという事態の原因であり)、この意味では、この事例にもある程度のコン トロールを認めることができる。しかし、これはやはり物理的、社会的に対象を自由に扱

⁴ 自らがコントロールする犬が人を噛み殺した状況を日本語で使役的に描写する場合に、「私があの人を殺したんです」よりも「私があの人を死なせてしまったんです」という分析的な使役構文の方がより自然に感じられる話者も少なくないだろう。これは、「私」だけでなく「犬」も一種の行為者であり、所有物として完全にコントロールすることはできないという知識を反映するものだろう。つまり、犬を適切にコントロールしないという不作為としての主語の行為と、あの人が死ぬという結果事象の関係が間接的であると捉えられるためである。一方、所有物が無生物の場合には、通常無生物が自ら意図を持って行為することはないため、所有者のコントロールがより直接的に所有物に及ぶ。自らがコントロールするタバコによって火災が起きた状況を描写する際に、「あの火事を起こしたのは私です」のように、所有者が結果事象の直接的な原因であるものとして描写する表現の方が、「あの火事は私が起こしたようなものです」のような間接的な原因として描写する表現よりも自然に感じられるとすれば、それはタバコを適切にコントロールしないという主語の行為と、火災が起こるという結果事象の関係がより直接的であるためと言えるだろう(cf: 西村 1998: 132-135)。

うことができるという典型的なコントロールとは違いがあることは確かであり、この文に おける主語の主な機能は空間的参照点であると考えるべきだろう。

(6) ?Má-m špín-u. 持っている-1SG.PRS 汚れ-SG.ACC 「汚れている」

(4a) 再掲

Má-m ps-a. 持っている-1SG.PRS 犬-SG.ACC 「私は犬を飼っている」

また、場所表現を伴わない(6)が不自然な文になることも、主語が空間的参照点として 機能していることを示している。(6)において、所有物は、所有者を参照点としてアクセスできる範囲の空間(支配域)に位置することが示される。しかし、人が所有する場所というのは潜在的には無制限にあり得る。(6)が不自然になるのは、場所表現による具体的な場所の指定がないために、所有者を参照点とするだけでは、所有物が位置する場所を定めることができない(「私が所有する潜在的に無制限の場所のうちどこかが汚れている」ことだけが表される)ためであると考えられる。汚れている場所がどこなのかが明らかな文脈においてはこの文の容認度は上がるが、この事実も上の考えを裏付けている。これに対して、場所表現が伴わないにも関わらず(4a)が自然な表現であるのは、この文が典型的な所有権関係を表すものであり、主語が空間的参照点ではなく、所有物をコントロールする行為者としての所有者を表しているためであると考えられる。ある対象間に典型的な所有権関係が成立することを述べる際に、その所有物がどこに存在するかは、必ずしも重要な情報ではない。

4.2.3. 「スープにハエが入っている」

(7) Má-m v polévc-e mouch-u. 持っている-1SG.PRS 中 スープ-SG.LOC ハエ-SG.ACC
「(私の) スープの中にハエが入っている」

(4d) 再掲

Má-m doma ps-a. 持っている-1SG.PRS 家に 犬-SG.ACC 「私は家で犬を飼っている」

次に、(7) は例えばレストランで供された自分のスープの中にハエが入っていたという状況での発話として容認される所有文の事例である。この場合、所有者である「私」は所有物である「ハエ」を(スープから取り出すなど)物理的に自由に扱うことはできるのが普通だが、そもそも「ハエ」がその場所に存在することに関して、所有者に原因があるとは言えない。(4d) において「犬」が「家に」存在することは、「犬」の位置をコントロールすることができる所有者に原因があったこととは対称的である。この事例では、所有物の存在に対して所有者が責任を負っている(「スープの中」に「ハエ」が存在することの原因は「私」である)とは言えず、したがって、(4d)のようなコントロールを含む所有権関係が成立しているとは言い難い。これも、主語が空間的参照点として機能している事例であると考えるべきだろう。つまり、この文においては、主語が所有権を持つようなあらゆる場所が、場所表現によって、主語が所有権を持つ「スープの中」という場所に限定される。そして、そこにハエが存在することが表される。「スープの中」が主語の所有する場所であることは、(7) が主語のものではない他人のスープの中にハエが入っている場合には容認されないことから分かる。

4.2.4. 「コートにしみがついている」

- (8) Tady na kabát-u má-š nějak-é skvrn-y.
 ここ 上 コート-SG.LOC 持っている-2SG.PRS 何らかの-PL.ACC しみ-PL.ACC
 「コートのここに何かしみがついてるよ」
- (8) は、聞き手である主語のコートに何かの「しみ」がついていることを指摘する発話である。この事例においても、所有者が「しみ」を自由に扱うことはできない(そういう種類の「しみ」でもこの文で描写できる)。また、少なくとも主語が「しみ」を自由に扱った結果として「コートの上」という場所にあるわけでは当然ないし、「しみ」がこの場所に存在するのは主語がそのように意図した結果でもない。そのため、「しみ」が存在することに関して必ずしも所有者に直接的な原因はなく、典型的な所有権関係におけるようなコントロールは認められない。やはりこの場合も同様に、主語である聞き手が空間的参照点となり、それが所有するあらゆる場所のうち、場所表現 na kabátu「コートの上」tu「こ

こ」によって限定される場所において skvmy「しみ」が存在することが表されていると考るべきだろう。

4.2.4. 「犬の足に泥がついていますよ」

(9)

- a. Váš pes má na tlapk-ách blát-o. あなたの.SG.NOM 犬.SG.NOM 持っている.3SG.PRS 上 足-PL.LOC 泥-SG.ACC 「(あなたの)犬の足に泥がついてますよ」
- b. Má-te blát-o na tlapk-ách vaš-eho ps-a 持っている-2PL.PRS 泥-SG.ACC 上 足-PL.LOC あなたの-SG.GEN 犬-SG.GEN 「あなた、(あなたの)犬の足に泥がついてますよ」
- (9a) は、例えば犬を連れて何かの建物や敷地内に入ろうとする人に対して、その犬の足が汚れていることを指摘する場合の発話として自然な文である。この事例では、所有者である主語は人間ではなく「犬」である。(8) における場合と同様、所有物である「泥」は「犬」が自由にコントロールした結果として「足」という場所にあるわけではないため、「泥」の存在の直接の原因が「犬」にあるとは言えない(「泥」がこの場所に存在するのは「犬」がそのように意図した結果ではない)。この事例も、「犬」が所有する場所のうち、「足」という場所に「泥」が存在することが表すものであると言える。
- (9a) の同様の状況で、チェコ語では (9b) のように「あなた」を主語として表現することもできるというのは興味深い事実である。これも、以上の議論が正しければ、「犬の足」という場所が主語「あなた」によって潜在的に所有される場所の一部であるということになるだろう。調査協力者によると、(9a) と (9b) では、後者の方が不躾な表現であると感じられるという。 (9a) では「犬」が所有者として概念化されており、所有物である「泥」が「足」という場所に存在することに関して、(もし「犬」が「泥」をつけないようにすることもできたと捉えられるのならば)「犬」に何らかの原因ないし責任があると捉えられていることになる。一方、(9b) では「あなた」が「泥」の所有者として捉えられ、

(「犬」を適切にコントロールすることによって) 「泥」がそこに存在しないようにする

^{5「}犬」のような人間ではない有生物を所有者とする場合にも所有権関係を表すことができる。 例えば、下のような事例はごく自然なものである。

Můj pes má takovou pískací hračku, kterou se dokáže zabavit hodiny.

[「]私の犬は音が出るおもちゃを持っていて、それで何時間も遊んでいられるんです」(web)

こともできたのにしなかったという不作為の責任を問うものとして解釈されるために、不 躾な表現であると感じられるのだと考えられる。

4.2.5. 「絨毯に君の歯ブラシが落ちてるよ」

(10)

- a. Tady na koberc-i má-m tvůj kartáček.

 ここ 上 絨毯-SG.LOC 持っている-1SG.PRS 君の.SG.ACC 歯ブラシ.SG.ACC 「(うちの)絨毯に君の歯ブラシが落ちてるよ」
- b. *Tady na zem-i má-m tvůj kartáček.

 ここ 上 地面-SG.LOC 持っている-1SG.PRS 君の.SG.ACC 歯ブラシ.SG.ACC 「地面に君の歯ブラシが落ちてるよ」を意図。

(10a) が発話される状況は、例えば発話者が自分の家に友人を泊め、その後、その友人が所有する歯ブラシが絨毯の上に落ちていることを発見し、そのことを電話で当人に伝えているような場合である。この文における所有物「君の歯ブラシ」は、この状況において発話者が(絨毯の上から拾って別の場所に置いておくなど)物理的に自由に扱うことはできるだろう。しかし、この「歯ブラシ」は所有代名詞 tvůj 「君の」が現れていることからも分かるように、聞き手である「君」が所有権を持つものであり、さらに、この場所に「歯ブラシ」が存在することに関して主語に原因ないし責任があるとは言い難い。むしろこの文は、聞き手である「君」が「歯ブラシ」を忘れていった結果としてそれがこの場所にあるということを伝える文であると考える。したがってこの文も所有者「私」には所有物「君の歯ブラシ」に対して十分なコントロールを持たない事例であると言える。やはりここでも所有者である主語は空間的参照点として機能し、主語が所有するような場所のうち「ここ」の「絨毯の上」という場所に「君の歯ブラシ」が存在することが表されていると考えられる。(10b) のように、場所表現によって指定される場所(「地面の上」)が主語によって所有される場所とは捉えられない場合には容認されない文になることもこれを支持している。

4.2.6. 「ここにたくさんハトがいるんだ」

(11)

a. Má-m tu hodně holub-ů. 持っている-1SG.PRS ここに たくさん.ACC ハト-PL.GEN 「ここ (目の前) にたくさんハトがいるんだ」 b. ahoj, vítá-m tě, tady je koupeln-a, やあ 歓迎する-1SG.PRS 君.SG.ACC ここ COP.3SG.PRS 浴室-SG.NOM

tady má-š postel.

ここ 持っている-2SG.PRS ベッド.SG.ACC

「やあ、いらっしゃい。ここがお風呂で、ここにあるのが君のベッドだよ」(web)

(11a) は、例えば公園のベンチに座って、目の前にたくさんいるハトに餌をやっており、 そのことを電話で他者に伝えているような状況での発話として自然な文である。この場合 には、所有者「私」は「ハト」を物理的に自由に扱うことはできないのが普通であるし、 「ハト」が「ここ」に存在することに関して「私」に原因があるとも言えないら。この意味 でこの文は、上で挙げてきた事例よりもさらにコントロールを認め難い事例である。さら に、主語が空間的参照点であるとしても、「ハト」が存在するこの場所(公園の一部)は、 主語が所有権を持つ場所ではないように見える。では、「ハト」が所有者の目の前にいる ということから、「主語に空間的に隣接する場所」が支配域になっていると考えるべきだ ろうか。しかし、いくら所有物が目の前にあったとしても、 例えば (5a) は他人の家の中で は容認されない。つまり、空間的に隣接していたとしても、対象が存在する場所が自分の 所有するものでない限り所有文によって表現することはできないことが分かる。この意味 で、空間的隣接性は所有関係に典型的に付随するものであって、所有関係を成立させるた めの必要条件ではない。(11a)において主語は、その場所(公園の一部)に対しても少なく とも典型的な意味での所有権は有していない。それにも関わらずこの関係を所有文によっ て表現することができるのは、主語とハトが空間的に隣接しているためではなく、主語と 空間的に隣接する場所、つまり主語の位置する周辺の場所が、主語によって何らかの意味 で所有されるものとして捉えられているためであると考えられる。これがどのような意味 での所有かを示すために、(11b) を見る。発話者の元に訪れた「君」に対して、「君」が使 うことになる浴室とベッドの場所を教えている文脈である。(11b) における所有者「君」は 所有物「ベッド」に対して典型的な意味での所有権を持っていないが、少なくとも一時的 なコントロールを得ている一時的所有 (temporary possession) の関係が成立していると考え られる。(11a) における主語とその周囲の場所の関係も、このような一時的所有にあたるも

^{6 「}私」が餌を撒いたことによってそこに「ハト」が集まり、さらにそれらを完全に手懐けて物理的に自由にコントロールしているような状況を想定することもできるかもしれないが、そのようなコントロールが全くない状況、例えばたまたまその場所にいた全く思い通りに動かないハトに餌を与えようとしている場合でも問題なく容認される。

のであると言えるだろう。ある人が一時的に占める場所が、その人によってコントロールされるものとして捉えられることは、例えば公園のベンチに座っている人の隣に他の人が座ろうとする際に、その人の許可を得ることが社会的に期待されることなどと無関係ではないと考えられる (cf: Taylor 1996: The possession gestalt (d))。いずれにせよ、(11a)が典型的な所有権関係からは相当に逸脱した関係であることは確かである。

4.2.7. 「ありふれた恒星が二つある」

(12)

a. Jedna z nejběžnějš-ích situac-ích je, že ひとつ、SG.NOM から普通の、SUPL-PL、GEN 状況-PL、GEN COP.3SG.PRS COMPL

má-š dvě hvězd-y, kter-é jsou 持っている-2SG.PRS 二つ.ACC 星-PL.ACC REL-PL.NOM COP.3PL.PRS

docela obyčejn-é.
かなり 普通の-PL.NOM
「よくあるのは、ごくありふれた恒星が二つあるような状況です」

b. Představ si, že má-š následujíc-í matematick-ou 想像する.IMP.2SG COMPL 持っている-2SG.PRS 次の-SG.ACC 数学の-SG.ACC

úloh-u a potřebuj-eš ji co nejrychleji vyřešit. 問題-SG.ACC そして 必要とする-2SG.PRS それ.SG.ACC できるだけ早く 解く.INF 「次の数学の問題をできるだけ早く解かないといけないとしよう」

(12a-b) は典型的な所有権関係からの逸脱という点、また、所有物が存在する場所という点に関して興味深い事例である。(12a) は、二つの恒星が近接した位置にある際に、一方が他方から物質を吸収する stellar cannibalism という現象について説明をしている文脈である⁷。所有者である主語は「君」、所有物である目的語は「二つの恒星」である。目的語である「二つの恒星」が実際に宇宙に存在する対象を指しているとするならば、これを主語がコントロールする関係にあるか、あるいはこれが存在する地球からはるか離れた宇宙のどこかが主語の所有する場所として捉えられているということになるが、これはいずれも

⁷⁽¹⁷a) は次の英語の実例をチェコ語に翻訳したものであるが、チェコ語の文としても全く自然なものであると判断される。

One of the most common situations is you have two stars that are fairly run-of-the-mill. (web)

考えにくい。するとなぜこの二者間の関係を所有文によって表すことができるのだろうか。ここで重要なのは、このような恒星が実際に存在している必要はないということである。この文を発話することで話し手が聞き手に求めているのは、そのような恒星が存在するような状況を想像することである。言ってみれば、この恒星は客観的な世界の中に存在するのではなく、この文によって喚起される仮想的な空間の中に存在するものである(cf: Langacker 1999b)。この仮想的な空間は当然(文の産出と理解が成功する限り)話し手と聞き手双方によって喚起されるものだが、それは二人称を主語とする所有文で表現されていることから、主語である聞き手に属する(聞き手が所有する)空間として概念化されていると言えるだろう。つまりこの文においても、主語である「君」が所有するような(仮想的な)空間において対象が存在することが表されていると考えることができる。(12b)では、話し手が聞き手に補文の表す内容を想像することを求めていることが明示的に示されている。これを(12a)と平行して解釈するならば、主語である「君」を参照点として、その所有するものとして喚起される仮想的な空間の中に、「次の数学の問題」という対象が存在することが表されているということになるだろう。

4.3. 主語が不特定の場合

ここまでは主語が特定の人物である事例を見た。以下では、主語が不特定複数の人物を 表す事例を検討する。

4.3.1. 「ロマネスコがある」

(13)

- a. Maj-í kvěkolic-i. 持っている-3PL.PRS ロマネスコ-SG.ACC (スーパーに来た客が) 「ロマネスコがある」
- b. Má-me kvěkolic-i. 持っている-1PL.PRS ロマネスコ-SG.ACC (スーパーの関係者が)「ロマネスコはあります」
- c. ?Má-m kvěkolic-i. 持っている-1SG.PRS ロマネスコ-SG.ACC (スーパーの関係者が)「ロマネスコはあります」

(13a) はスーパーに買い物に来た客が、野菜売り場にロマネスコがあることを発見した際 の発話として自然な文である。この文の主語は述語の形態から三人称複数であることが分 かる。この事例を例えばスーパーの野菜売り場の担当者が発話すると不自然になる。一般 的に自分自身を含む集団を三人称で表現することはできないため、この主語が指すのは、 発話者を含まず、スーパーの野菜売り場を担当する店員を含む不特定の集団であると言え る。この不特定の集団に誰が含まれるのかについては、その人物が (13a) のような主語が 三人称である文を発話することがどの程度不自然かによって判断できるものと考えられる。 野菜売り場の責任者が客に対して (13a) の発話をするのは相当に不自然だろうが、もし魚 売り場のアルバイトやレジ係の店員の場合に不自然でないのならば、スーパーの関係者の 中でも特に野菜売り場に関連する人々を中心とする集団が想定されていることが予想でき る。(13a)はこれら不特定の集団と「ロマネスコ」の間の所有権関係を表す文であると言 える。この集団の一員である個人は一人称複数を主語にして (13b) のように表現すること は自然だが、一人称単数を主語として(13c)のように表現すると不自然になる。ことから、 この不特定の人物の集団を構成する一人一人がそれぞれ「ロマネスコ」に対して所有権を 持っているわけではなく、あくまで集団的に所有権を持っていることが分かる。ここでの 所有者は、集団としては所有物である「ロマネスコ」に対してコントロールを持つ(ロマ ネスコの置き場を変えたり、置かないことを決めたりできる)と言えるが、所有者集団を 構成する個人が所有物をコントロールできる関係にあるわけではないため、このような不 特定の所有者を含む所有文が表す関係は、典型的な所有権関係からはいくらか離れたもの であると言えるだろう。所有物の存在が含意されるのは主語が特定である所有文の事例と 同様である。

(14)

- a. Maj-í pomerančov-ý džus.
 持っている-3PL.PRS オレンジの-SG.ACC ジュース.SG.ACC
 (飲み物を買いに来た人が自動販売機の前で)「オレンジジュースがある」
- b. To vide-o maj-í na Youtube.
 その.SG.ACC 動画-SG.ACC 持っている-3PL.PRS 上 ユーチューブ.SG.LOC
 「その動画はユーチューブにある」
- (14a) は、自動販売機に飲み物を買いに来た人が、オレンジジュースがあることを発見した際の発話として自然な文である。この場合も同様に、この自動販売機に飲み物を補充する担当者などがこの文を発話することは不自然であるため、主語は話し手を含まず、この

ような人物を含む不特定の集団を指していると考えられる。この不特定の所有者も、「オレンジジュース」を置くかどうかを決めることができ、それゆえ「オレンジジュース」がここに存在することに関して責任を持つなど、ある程度のコントロールを持つ。(14b)も同様の事例であると言える。同様の方法で、この所有者は「その動画」を投稿した人物を含む不特定の集団であることが分かる8。

4.3.2. 「この辞書には載ってるよ」

(15)

- a. V tomto slovník-u to maj-í. 中 この.SG.LOC 辞書-SG.LOC され.SG.ACC 持っている-3PL.PRS (辞書で、探していた言葉を見つけて) 「この辞書には(これが)載ってるよ」
- b. To tady je.

 これ.SG.NOM ここ COP.3SG.PRS

 (辞書で、探していた言葉を見つけて) 「 (これは) ここに載ってるよ」

(15a) は探していたある言葉 (見出し語)を辞典で発見した際の発話である。ここにおける所有者は、上記の方法で、辞典の編者を含む不特定の集団であると分かる。辞典にその見出し語を載せるかどうかを選んだのは編者であるため、この場合にも一定のコントロールが認められると言って良いだろう。ただし、同じ状況の発話としては、(15a)よりも (15b) の方が自然である。所有文である (15a) では、その見出し語の存在を所有者 (である編者を含む不特定の集団) との関連において述べる文であるが、このように表現するよりも所有者を喚起しない (15b) の存在文が好まれるのは、ある見出し語が辞典に存在するかどうかの原因として、編者が喚起されることがそれほど普通ではないことが示唆される。 実際、複数の辞典を比べながら、それぞれの編者が誰で、選定する語彙にどんな特徴があるかについて話し合っているような文脈であれば、(15a) は全く自然な文となる。この場合には、その言葉がそこに存在する原因としての所有者が概念化されやすいためであろう。

Ukradl-i mi peněženk-u. 盗む.PST-3PL 私.SG.DAT 財布-SG.ACC

^{8「(}私の)財布を盗まれた」に対応する内容を下のように表現することができる。この事例の主語は三人称複数だが、複数犯を想定していない場合(単独犯と思われる場合)でも問題なく容認される。このため、(19a-b)のような事例において主語が三人称複数であるからといって、その指示対象として必ずしも集団が想定されているとは言えない可能性がある。

以上で挙げた例では、所有者が不特定の集団であることによって典型的な所有権関係からはある程度離れているものの、主に所有物が存在する原因が所有者であるという意味で、一定のコントロールが見られた。典型的な所有権関係と違いはあっても、この関係を所有文によって表現する動機は十分にあると言えるだろう。

4.3.3. 「ここにはたくさんハリネズミがいる」

一方、主語が不特定である所有文も、上記のような意味でのコントロールも認めることができない関係を表す場合もある。(16a) はその事例である。

(16)

- a. Má-me tu hodně ježk-ů. 持っている-1PL.PRS ここに たくさん.ACC ハリネズミ-PL.GEN (チェコ国内に住む人物の発話として) 「ここにはたくさんハリネズミがいる」
- b. We have a lot of skunks around here. (Langacker 1991: 213)
- c. Je tu hodně ježk-ů.

 COP.3SG.PRS ここ たくさん.NOM ハリネズミ-PL.GEN
 「ここにはたくさんハリネズミがいる」

この文は、例えば、チェコ国内に住む人物が、チェコにハリネズミが多く生息することを聞き手に伝える文脈で自然な文である。ここにおける所有者(話し手を含む不特定の集団)と所有物(「ハリネズミ」)の関係は、前者が何らかの意味で後者をコントロールしているものとは考えられない。この事例は、英語の事例 (16b) と同列に扱うことができるだろう。(16b) に関して、Langacker (1991) は以下のように述べている。

Any objective basis for its trajector/landmark alignment is somewhat fanciful – there is no energetic interaction (either physical or abstract), and nothing traverses a subject-to-object path. The essential import of the construction is rather that the subject functions

⁹ trajector/landmark は、認知文法の用語。関係がプロファイル(伝統的な意味論における「指示」に相当する認知文法の用語)される際に、その関係の参与者には異なった程度の際立ち (prominence) が与えられる。最も際立った参与者を trajector、副次的な際立ちを与えられた参与者がある場合はそれを landmark と呼ぶ (Langacker 2008: 70)。認知文法では、節がプロファイルする関係の参与者のうち、 trajector と landmark を表現する名詞句がそれぞれ主語と目的語であるとされる (Langakcer 2008: 365)。

as a spatial reference point for locating the object. What determines the choice of trajector, consequently, is not the structure of the situation described, but a subjective factor based on cognitive salience: we are far more likely to know where people are than skunks, so people are better suited as locative reference points for skunks than conversely. (Langacker 1991: 213)

つまり、前節で見た(11a)のような特定の所有者と所有物の間のコントロールの認められない関係と同様に、(16a)でも所有者は所有物に対して客体的な意味での関わりをほとんど持っておらず、空間的参照点として所有物の位置を指定することが主たる機能となっている。すると(16a)は話し手を含む不特定の集団(チェコ人、チェコに住む人々など)を空間的参照点として、その支配域に「ハリネズミ」が存在することを表す文であると言えるが、これは存在文の事例(16c)が表す内容とどのように異なると言えるだろうか。まず、(16a)は話し手が主語の指す不特定の集団に含まれていることが含意される一方で、(16c)ではそのような含意がないという点が挙げられる。そのため、例えば初めてチェコに訪れた人物の発話としては(16a)は不自然である。そして、(16a)において所有者は所有物の位置を限定する空間的参照点としての機能を主として果たしているが、結果として同じ場所が指定されるからと言って、(16c)と等価であるとは言えない。所有文によって表される関係では、たとえそれが(16b)や(16c)のようなコントロールの認められない関係であっても、所有者は単に所有物の空間的参照点となるだけではなく、所有物に対して潜在的な関わり(potential relevance)を持っていると言えるだろう。Langacker (1991)は (13b)について、さらに次のように述べている。

There remains at least a shadow of the idea that the subject and object might interact by virtue of their spatial propinquity, i.e. that the occurrence of the object within the subject's dominion is potentially relevant to the subject in some fashion. No specific kind of interaction is implied; the form it might take depends on our encyclopedic knowledge of the entities concerned. For example, (12)(e) [(=16b)] could suggest the possibility of our occasionally encountering a skunk, of smelling it at night, or of finding its carcass on the highway—but one way or another, skunks are portrayed as an actual or potential part of our lives. This notion of potential relevance is only applicable to sentient creatures and is predictably absent in other constructions that take an abstract or locative subject (Langacker 1991: 214)

(13a) において、所有者である話し手を含む不特定の集団は、直接的に「ハリネズミ」をコントロールしているわけではないが、これに対して潜在的に何らかの関わりを持ちうるという(百科事典的知識に基づいた)理解があり、これがこの二者間の関係を所有関係とし

て捉える動機になっていると考えられる。潜在的な関わりであっても所有関係として捉えることができるとすると、(11a)のような、主語が「ハト」を自ら見て、さらに餌を与えているという直接的な関わりがある関係は、コントロールがないとしても所有文として表現する動機は十分にあると言えるだろう。

(17a-b) も同様に、潜在的な関わりのみが認められる事例である。(17a) では発話者を含まない不特定の集団(オーストラリアの人々)を参照点として、その支配域に「カンガルー」が存在すること、(17b) では発話者を含む不特定の集団(ヨーロッパの人々)を参照点として、その支配域に「多くのテロ攻撃」が存在することが表される。ヨーロッパの人々は、(この発話がなされた時点で) 潜在的にいつ「テロ攻撃」に遭遇してもおかしくない状況にあり、コントロール関係とは程遠いこの二者間の関係を所有文で表現することは不自然ではない。

(17)

- a. V Austráli-i maj-í klokan-y.
 中 オーストラリア.LOC 持っている-3PL.PRS カンガルー-PL.ACC
 「オーストラリアにはカンガルーがいる」
- b. Má-me tu mnoho teroristick-ých útok-ů. 持っている-1PL.PRS ここに たくさん.ACC テロの-PL.GEN 攻撃-PL.GEN (ヨーロッパの情勢について、チェコのテレビ局のレポーターが) 「ここではテロ攻撃が頻発している」(web)

5. まとめ

以上、主語によって表される所有者が特定の場合と不特定の場合それぞれに関して、コントロールが認められる所有権関係と認められない所有権関係を表す所有文の事例をそれぞれ検討した。所有者が特定の場合も不特定の場合も、所有者が物理的、社会的に所有物をコントロールするという客体的な関係が薄れて周辺的な所有権関係に近づくほど、所有者は目的語の位置を限定するための空間的参照点という主体的な機能を主として担うようになると言える。特に所有者が不特定である周辺的な所有権関係においては、所有者は直接的に所有物に関わっている必要すらなく、潜在的な関わりだけが認められる場合もある。所有文は、①所有者が所有物を所有し、さらに②所有物が存在することを表す構文だと言えるが、①の関係が周辺的なものになるほど、文が表す意味として②が中心的になっていく、つまり存在文が表すような存在の関係を表す文に意味的に近づいていくという見方が

できるだろう。以上で見た周辺的な所有権関係を表す所有文では、実質、場所表現が必須であることも、これを支持する事実と言える。

略号

1 (一人称) 2 (二人称) 3 (三人称) ACC (対格) COMP (比較級) COMPL (補文標識) COP (コピュラ) DAT (与格) GEN (属格) IMP (命令) INF (不定形) LOC (前置格) NEG (否定) NOM (主格) PL (複数) PRS (現在) PST (過去) REL (関係詞) SG (単数) SUPL (最上級)

参考文献

- Dixon, R. M. W. (2010). *Basic Linguistic Theory*, vol. 2: *Grammatical Topics*. Oxford: Oxford University Press.
- Heine, Bernd. (1997). *Possession: Cognitive sources, forces, and grammaticalization*. Cambridge studies in linguistics. Cambridge: Cambridge University Press.
- 小柳智一(2014)「「主観」という用語—文法変化の方向に関連して—」青木博史・小柳智一・高山善行(編)『日本語文法史研究』ひつじ書房, 195-219.
- Lakoff, George and Johnson, Mark. (1980). Metaphors We Live By. Chicago: University of Chicago Press.
- Langacker, Ronald W. (1991). Foundations of Cognitive Grammar, vol. 2: Descriptive Application.

 Stanford: Stanford University Press.
- Langacker, Ronald W. (1993). 'Reference-point constructions'. *Cognitve Linguistics*. 4. 1-38. Berlin/ New York: Mouton de Gruyter.
- Langacker, Ronald W. (1995). 'Possession and Possessive Constructions.' In John R. Taylor and Robert E. MacLaury (eds.), *Language and the Cognitive Construal of the World*, 51-79. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Langacker, Ronald W. (1999a). *Grammar and Conceptualization*. Cognitive Linguistics Research 14. Berlin/New York: Mouton de Gruyter.
- Langacker, Ronald W. (1999b). 'Virtual reality'. Studies in the Linguistic Sciences 29(2): 77-103.
- Langacker, Ronald W. (2001). 'Topic, subject, and possessor'. In Simonsen, Hanne Gram and Endresen, Rolf Theil (eds.), A Cognitive Approach to the Verb: Morphological and Constructional Perspectives. Cognitive Linguistics Research 16. 11-48. Berlin/New York: Mouton de Gruyter.
- Langacker, Ronald W. (2006). Subjectification, Grammaticization, and Conceptual Archetypes. In:
 A. Athanasiadou, C. Canakis, & B. Cornillie (Eds.), Subjectification: Various Paths to
 Subjectivity (pp. 17-40). Berlin & New York: Mouton de Gruyter.
- Langacker, Ronald W. (2008). *Cognitive Grammar: A Basic Introduction*. New York: Oxford University Press.
- Langacker, Ronald W. (2009). Investigations in Cognitive Grammar. Berlin/New York: Mouton de Gruyter.

Načeva-Marvanová, Mira. (2010). *Perfektum v současné češtině*. Praha: Univerzita Karlova. 西村義樹(1998)「行為者と使役構文」中右実(編)『構文と事象構造』(日英語比較選書5)研究社, 107-203.

Pitha, Petr. (1992). Posesivní vztah v češtině. Praha: AVED.

Stassen, Leon. (2009). Predicative Possession. New York: Oxford University Press.

Taylor, John R. (1996). *Possessives in English: An Exploration in Cognitive Grammar*. Oxford: Oxford University Press/Clarendon.

Ownership and Existence Expressed by the Czech Possessive Verb *mít*

Kenshiro ASAOKA

Keywords: Czech, possession, ownership, existence

Abstract

The Czech HAVE-type possessive verb *mit* expresses a broad range of relationships including the core meanings of possession, namely, ownership, whole-part relationship and kinship. The present paper shows how the concept of existence is related to ownership expressed by the construction featuring this verb, thereby clarifying the commonality and difference between prototypical and peripheral instances of the construction.

In the construction expressing ownership, the more bleached the objective relationship is (i.e. the less natural it is to view the possessor as physically and socially controlling the possessee), the more apparent the subjective relationship becomes (i.e. the more natural it is to view the possessor as functioning primarily as a spatial reference point for locating the possessee). In cases where the possessor is non-specific, there may be only potential interaction between the possessor and the possessee. Peripheral relationships expressed by the construction can be viewed as analogous to the meaning of existential sentences.

(あさおか・けんしろう 東京大学大学院)